

## 熊本市体育施設及び学校施設の優先確保等に関する要綱

制定	平成23年	4月	1日	スポーツ振興課長決裁
改正	平成23年	12月	1日	スポーツ振興課長決裁
	平成24年	3月	30日	スポーツ振興課長決裁
	平成24年	8月	31日	スポーツ振興課長決裁
	平成26年	4月	1日	スポーツ振興課長決裁
	令和2年	4月	1日	スポーツ振興課長決裁
	令和6年	11月	22日	スポーツ振興課長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市体育施設を大会及びイベントのため、並びに学校施設を大会及びイベント並びに地域のスポーツ振興のために優先的に確保する際の基準及び手続について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設 熊本市スポーツ施設及び学校施設をいう。
- (2) 優先確保 大会又はイベント開催のために一般の使用許可申請受付以前に優先的に施設を確保することをいう。

### (調整の原則)

第3条 優先確保については、公平かつ施設の有効利用のため、それぞれの大会の日程及び利用施設を可能な限り調整することとし、なおも競合が発生する場合には、この本要綱に定める優先順位をもって判断することとする。

### (優先確保基準)

第4条 優先確保の優先順位は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、施設の使用許可をする者が他の優先順位を規定する場合は、その規定による。

### (学校夜間開放施設での練習に係る優先確保)

第5条 総合型地域スポーツクラブ及び校区体育協会の学校夜間開放施設での練習における優先確保については、次に掲げる条件を全て満たす場合に認めるものとする。

- (1) 校区体育協会又は総合型地域スポーツクラブのスポーツ活動であり、地域住民の自由参加が認められること。
  - (2) 校区体育協会又は総合型地域スポーツクラブとして、年1回以上チームメンバー募集及び練習への参加を地域住民に対して広報していること。
  - (3) 1回の利用において20～30人が参加するなど、施設を有効的に活用できるよう複数のチーム及び種目を組み合わせた利用形態をとるべく努めること。
- 2 学校夜間開放施設を使用できる団体及び施設については、次に掲げるとおりとする。
- (1) 総合型地域スポーツクラブ及び総合型設立準備委員会 活動する小学校区内に存する小学校及び中学校夜間開放施設。ただし、総合型設立準備委員会は、発足から3年間とし、中学校夜間開放施設の校区に複数のクラブが存する場合は、確保可能日数を等分する。
  - (2) 校区体育協会 活動する小学校区内に存する小学校の夜間開放施設。
- 3 前項各号に規定する団体が学校運動場を優先的に使用する場合において、当該学校運動場に夜間照明がないときは、次に掲げるとおりとする。
- (1) 総合型地域スポーツクラブ及び総合型設立準備委員会 近隣の夜間照明を備える学校夜間開放施設の運動場を優先確保することができるものとする。ただし、近隣に学校夜間開放施設がない場合は、他のスポーツ施設のグラウンド又はテニスコートを優先確保することができる。なお、テニスコートの優先確保については、1団体につき週1回とし、施設の所有する面数の2分の1の面数(上限3面)を限度に一般利用者の利用を著しく妨げない範囲で認める。
  - (2) 校区体育協会 近隣の夜間照明を備える学校夜間開放施設の運動場を優先確保することができるものとする。ただし、近隣に学校夜間開放施設がない場合は、他のスポーツ施設のグラウンドを優先確保することができる。

(3) 前各号によりスポーツ施設の優先確保ができるのは、熊本市立学校施設使用条例施行規則第2条第2項に規定する夜間開放をする日の2時間以内とする。

4 第2項に定める団体の優先確保は、1種目につき週1回までとする。ただし、利用人数が多く、地域住民が週1回のスポーツの機会さえ確保できない場合に限り、週複数回の優先確保を認める。

5 優先確保は、総合型地域スポーツクラブが活動する校区内においては、総合型地域スポーツクラブ及び校区体育協会で調整のうえ優先確保を認める。

第6条 学校施設建て替え等に伴い学校運動部活動が十分に実施できなくなる場合の体育施設の優先確保手続は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学校長は、近隣校との合同練習等、スポーツ施設の使用を最小限とする方策を採った上で、教育委員会健康教育課（運動部活動所管課）に優先確保を希望する全ての運動部活動を網羅した練習計画表を提出する。

(2) 健康教育課は、練習計画表の内容が運動部活動指針に沿った計画であることを確認し、スポーツ振興課（スポーツ施設所管課）に練習計画表を提出する。

(3) スポーツ振興課は、スポーツ施設の一般利用者への影響の有無等を勘案し、総合的に優先確保の可否について判断した上で優先確保を認める。

2 優先確保を希望する学校については、別表第2に掲げる基準を上限としてスポーツ施設を優先確保することができる。

（学校施設建て替え等に伴う学校運動部活動の優先確保）

第7条 学校施設建て替え等に伴い学校運動部活動が十分に実施できなくなる場合の体育施設の優先確保手続は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学校長は、近隣校との合同練習等、スポーツ施設の使用を最小限とする方策を採った上で、教育委員会健康教育課（運動部活動所管課）に優先確保を希望する全ての運動部活動を網羅した練習計画表を提出する。

(2) 健康教育課は、練習計画表の内容が運動部活動指針に沿った計画であることを確認し、スポーツ振興課（スポーツ施設所管課）に練習計画表を提出する。

(3) スポーツ振興課は、スポーツ施設の一般利用者への影響の有無等を勘案し、総合的に優先確保の可否について判断した上で優先確保を認める。

2 優先確保を希望する学校については、別表第2に掲げる基準を上限としてスポーツ施設を優先確保することができる。

（制限期間）

第8条 優先確保は、次の各号に掲げる規則の区分に応じ当該各号に定める期間（以下「制限期間」という。）までとする。

(1) 熊本市総合体育館・青年会館条例施行規則（平成23年規則第22号）第4条 連続3日間

(2) 熊本市総合屋内プール条例施行規則（平成23年規則第24号）第4条第3項 連続10日間

(3) 熊本市体育施設条例施行規則（平成23年規則第23号）第7条 連続3日間

2 次の各号に掲げる規則に定めのある施設においては、制限期間を連続7日間とする。

(1) 熊本市都市公園条例施行規則（昭和33年規則第50号）

(2) 熊本市農業構造改善施設等設置条例施行規則（平成3年規則第86号）

(3) 熊本市立学校施設使用条例施行規則（平成14年教委規則第9号）

3 前2項の規定にかかわらず、多数が参加する大会や合宿等、長期に及ぶことに相当の理由が認められる場合は、制限期間を超えて優先確保することができる。

（申請期限）

第9条 優先確保及び施設使用の申請期限は、次のとおりとする。

(1) 大会やイベント開催のため施設を使用する予定のある者は、原則として前年度の12月1日から1月31日までに申請するものとする。

(2) 前号の期限後に優先確保を申請する場合は、原則として使用月の3ヶ月前の末日までに申請するものとする。

(3) 施設の使用について、前各号以外で予約申請する場合は、利用月前月6日から10日までを抽選申込期限とし、11日を抽選日とする。抽選申込期限後に申請する場合は、利用月前月16日から申請するものとする。

2 前項各号の規定にかかわらず、施設の使用許可をする者が他の申請期限を指定する場合は、その期限によることとする。

(申請書類)

- 第10条 大会又はイベント開催のため施設を使用する者は、大会又はイベントの内容を記した大会要綱等と共に、熊本市体育施設優先確保申請書（様式第1号）又は、熊本市学校夜間開放施設優先確保申請書（様式第2号）を提出するものとする。
- 2 総合型地域スポーツクラブ及び校区体育協会は、学校夜間開放施設を優先確保により使用する場合は、熊本市学校夜間開放施設優先確保申請書（様式第3号）及び熊本市学校夜間開放施設利用状況改善計画書（様式第4号）を提出するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、施設の使用許可をする者がウェブサイトによる申請、他の様式等の方法を指定する場合は、その方法によることができる。

附 則

この要綱は、平成23年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月 1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

分類・順位	大会等
グループA	(1) 国際大会・全国大会・九州大会（スポーツ大会） (2) 興行（スポーツ以外を含み、事前に会場確保が必要な規模なもの） (3) プロスポーツ・I O C加盟のチーム合宿 (4) ホームタウンなど締結した協定に基づく事業 (5) 市主催、共催大型イベント（成人式、選挙など市民合意が取れるもの） (6) 市主催、共催スポーツイベント（実質的に職員や予算を投入した事業）
グループB	(1) 日本・熊本県・熊本市体育協会などの加盟競技団体主催の県大会、市大会（スポーツ大会） (2) 市主催、共催イベント（イベント種類の制限なし） (3) 企業チームの合宿（コンベンション） (4) コンベンション（コンベンション協会の助成事業該当）
グループC	(1) 地域大会（校区体協、総合型、自治協議会加盟団体等） (2) 運動会、体育祭（幼稚園、保育園、小中学校、高校、大学、専門学校等） (3) 学校の授業 (4) 施設建て替えにより自校で活動できない学校部活動
グループD	(1) その他のスポーツ大会（市・競技団体等以外の主催かつ地域など参加者が限定されるもので参加人数が80人以上、ただし障がい者の大会は10人以上のもので1年度に6日以内） (2) その他のスポーツイベント（スポーツ教室など。1年度に3使用施設日以内） (3) 3ヶ月以上のシーズン間の転戦を行う全国規模のリーグに加盟し熊本市内に本拠地を置くチームの練習で、他の利用者の利用を著しく阻害しない程度の頻度のもの。ただし、熊本市が主催する子どもスポーツ教室など社会貢献及びスポーツ振興活動に協力する団体に限る。 (4) 学校夜間開放施設の自治協議会加盟団体等の行事 (5) 学校夜間開放施設の校区体育協会・総合型地域スポーツクラブの練習

## 備 考

- 1 優先順位はグループAを最高とし、以下BCDの順位とする。
- 2 学校施設は、学校教育に支障がないことを前提として一般の使用に供することから、学校の使用を最優先とする。

別表第2（第6条関係）

設備	対象時期	日数時間	面数	備考
体育館	課業期間	週3日 (1日あたり3時間)	バスケットボール1面 バレーボール1面	複数の部活動がある学校 は内部で調整
	三期休業期間	週4日 (1日あたり3時間)	バドミントン3面 卓球3面まで	
グラウンド	課業期間	週3日 (1日あたり3時間)	ソフトボール2面 軟式野球1面	(1) 照明設備の使用不可 (2) 部活動社会体育移行 に伴う優先確保
	三期休業期間	週4日 (1日あたり3時間)	サッカー1面まで	
テニスコート	課業期間	週3日 (1日あたり3時間)	施設の所有する面数の 2分の1まで (上限3面まで)	照明設備の 使用不可
	三期休業期間	週4日 (1日あたり3時間)		

### 熊本市体育施設優先確保申請書

次のとおり大会等の開催を予定しておりますので施設の優先確保を申請します。

申請者（主催者）住所 〒 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

利用者ID \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

連絡責任者 \_\_\_\_\_ 連絡先電話 \_\_\_\_\_

施設名 \_\_\_\_\_ 設備名（全面・半面等） \_\_\_\_\_ 種目 \_\_\_\_\_

■郵送物等の送付先

住所 〒 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

■IDの登録がある場合の支払方法

登録口座 ・ 現金（いずれか○をつけて下さい）

No.	開催年月日	曜日	大会名	時間 (24時間で記入)	参加人数	備考 (準備、予備日等を記入)	減免申請予定 (○を記入)
1				～	人		
2				～	人		
3				～	人		
4				～	人		
5				～	人		
6				～	人		
7				～	人		
8				～	人		
9				～	人		
10				～	人		
例	○年○月○日	日	○○野球大会	9:00～17:00	100人	9時準備開始。 9時30分大会開始	

※複数会場利用の場合・大会期間が長期にわたる場合は別途日程表を添付してください。

※大会要綱を添付して施設使用許可申請を行い、現金払いの場合は使用日10日前までに使用料を納付してください。

※熊本市体育施設等使用料減免要綱に該当する大会等の場合には、熊本市体育施設等使用料減免申請を行うことで全面使用料または一部使用料並びに照明設備等使用料を免除することができますので、「熊本市体育施設等使用料減免申請書」を提出してください。

## 熊本市学校夜間開放施設優先確保申請書

次のとおり使用を予定しておりますので施設の優先確保を申請します。

申請者（主催者）住所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

利用者ID \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

連絡責任者 \_\_\_\_\_ 連絡先電話 \_\_\_\_\_

学校名 \_\_\_\_\_ 設備名（運動場・体育館・武道場） \_\_\_\_\_

大会・行事名 \_\_\_\_\_ 種目 \_\_\_\_\_

開催年月日	曜日	時間（24時間で記入）	参加人数	備考（準備、予備日等を記入）	減免申請予定 （○を記入）
		～	人		
		～	人		
		～	人		
		～	人		
		～	人		
		～	人		
		～	人		
		～	人		
		～	人		
		～	人		
		～	人		

※大会要綱を添付して施設使用許可申請を行い、使用日10日前までに使用料を納付してください。

※熊本市立学校施設使用料取扱要綱に該当する行事等の場合には、熊本市立学校施設使用料減免申請を行うことで施設使用料及び照明使用料を免除することができますので、「熊本市立学校施設使用料減免申請書」を提出してください。

スポーツ振興課（宛）

団体名 \_\_\_\_\_ 会長 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

### 熊本市学校夜間開放施設優先確保申請書

下記の優先確保条件を充足し、学校夜間開放施設の優先確保を申請します。

優先確保条件	① 校区体育協会または総合型スポーツクラブに所属するチームであり、かつ地域住民の自由参加が認められるチームである。
	② 校区体育協会または総合型スポーツクラブとして、年1回以上チームメンバー募集や練習への参加を地域住民に対して広報している。
	③ 複数のチームや種目を組み合わせ、一回の利用において20～30人が参加するなど、施設を有効的に活用できる方策を採っている。

施設名（学校番号）		学校（ ）		使用時間	午後7時30分～午後9時30分	
設備名（運動場・体育館・武道場）						
曜日	グループ名	使用種目	会員数	常時連絡者	連絡先 (携帯電話推奨)	特記事項 (使用しない期間等)
月						
火						
水						
木						
金						
土						

設備名（運動場・体育館・武道場）						
曜日	グループ名	使用種目	会員数	常時連絡者	連絡先 (携帯電話推奨)	特記事項 (使用しない期間等)
月						
火						
水						
木						
金						
土						

## 熊本市学校夜間開放施設利用状況改善計画書

団体名 \_\_\_\_\_ 会長 \_\_\_\_\_

記入者 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

施設名 \_\_\_\_\_ 学校 (利用者 ID : \_\_\_\_\_)

学校の利用について、効率化を図るため、下記のとおり計画し、実施いたします。

曜日	利用団体名	種目	減免対象 はい・いいえ	年度 平均利用者数	年度 目標利用者数	優先確保 3 条件を満たすため実施する手段
月						
火						
水						
木						
金						
土						

※校区住民なら誰でも参加を認めるチームを体協所属チームとします。

### 優先確保 3 条件

- (1) 校区体育協会または総合型スポーツクラブに所属するチームであり、かつ地域住民の自由参加が認められるチームである。
- (2) 校区体育協会または総合型スポーツクラブとして、年 1 回以上チームメンバー募集や練習への参加を地域住民に対して広報している。
- (3) 複数のチームや種目を組み合わせ、一回の利用において 20～30 人が参加するなど、施設を有効的に活用できる方策を採っている。

校区の全住民に 広報する手段と時期		年度 広報活動資料提出	年 月 日現在提出 未 ・ 済
		次年度 広報活動資料提出	提出時期： 月 予定

※ 年度広報活動資料を提出しない団体には次年度の優先確保をいたしません